

西東京市いじめ防止対策推進基本方針

平成 28 年 4 月 1 日
西 東 京 市
西東京市教育委員会

1 基本方針策定の意義 —西東京市いじめ防止対策推進条例等に基づいた方針—

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。これまでも、西東京市（以下「市」という。）は、いじめは人として絶対に許されない人権侵害であることを認識し、子どもが主体的にいじめについて考え、行動することができるようにするため、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができるよう人権教育の充実を図ってきました。しかし、いじめはどの学校でも、どの児童・生徒にも起こり得るものであり、今まで以上にいじめの防止等のための取組を確実に推進する必要があります。

このような認識の下、西東京市市民憲章にある「このまちを たがいに助けあう 優しいまちにしたい」の実現に向け、いじめの防止等のための対策をさらに推進し、いじめを許さない心を育むとともに、いじめを知り得た場合は、放置することなく、大人や他の友達に知らせて、すぐにやめさせる等、主体的に行動できる態度を養うことが求められます。また、学校においては、いじめ問題に適切に対処し、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにすることが重要です。

西東京市いじめ防止対策推進基本方針（以下「市基本方針」という。）は、学校におけるいじめ問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的の下、市、西東京市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、西東京市立学校（以下「学校」という。）、家庭、地域住民その他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。）や西東京市いじめ防止対策推進条例（平成27年西東京市条例第59号。以下「市条例」という。）等に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために西東京市及び西東京市教育委員会としての基本的な方針を以下のとおり定めます。

2 いじめの定義 —いじめ防止対策推進法に示された「いじめの定義」—

この基本方針において「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法第2条に示されたとおり、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

3 いじめの禁止 —西東京市いじめ防止対策推進条例に基づいた、「いじめの禁止」—

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に長く深い傷を残します。

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の人としての尊厳を傷つける、絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒は、いじめを行ってははいけません。また、いじめを知り得た場合は、放置することなく、教職員等の大人や他の友達に知らせて、すぐにやめさせる等、主体的に行動します。

4 いじめ問題の基本的な考え方

—いじめの未然防止、早期発見、早期対応するための基本的な考え—

いじめは、どの児童・生徒にも、どの学校でも起こり得るものです。市、教育委員会及び学校は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、児童・生徒の尊厳を保持等する為に、速やかに解決する必要があります。

とりわけ、児童・生徒の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として保護者、地域住民及び関係機関と連携して取り組むことが必要です。

(1) いじめを生まない、許さない学校づくりを実現します。

いじめに関する児童・生徒への理解を深めます。

児童・生徒がいじめについて深く考え理解するための取組として、道徳の授業、学級活動、児童会・生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて、児童・生徒が「いじめは人権侵害であり、絶対に許されるものではない」ということを、自覚するよう促します。

(2) 児童・生徒をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめ解決に向けた行動を促します。

いじめられた児童・生徒を守ります。

いじめられた児童・生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた児童・生徒を組織的に守り通す取組を徹底します。

いじめた児童・生徒への指導等を徹底します。

いじめた児童・生徒が二度と同様の行為を行わないよう、人権感覚・規範意識等を高める生活指導や自らの行動を振り返らせる教育相談等を組織的に進めます。

また、同様の行為を繰り返す場合など改善が図られない場合は、関係機関等と連携した対応等を進めます。

児童・生徒の取組を支えます。

学校は、周囲の児童・生徒がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる。」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員、保護者等に伝えた児童・生徒を守り通します。また、周囲の児童・生徒の主体的な行動を決意させるための児童・生徒による自治的な取組を支援します。

(3) 教員の指導力と組織体制の向上を図ります。

学校一丸となって取り組みます。

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員の児童・生徒の小さな変化に気付くことのできる感受性といじめ問題への的確な指導力を高めます。

また、教員個人による対応に任せることなく、「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的な取組により解決を図ります。

(4) 保護者・地域住民・関係機関等と連携した取組を進めます。

社会総がかりで取り組みます。

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域住民、関係機関等と連携し、社会総がかりでいじめ問題

解決に向けて取り組む必要があります。

保護者は、その保護する児童・生徒がいじめを行うことのないよう、家庭での話し合い等を通して、規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童・生徒をいじめから保護します。

地域住民は、地域の行事や活動において児童・生徒の様子を見守るよう協力します。

また、保護者・地域住民・関係機関等が、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど、学校によるいじめの防止等の取組に協力します。

5 学校における取組 —学校におけるいじめ問題に関する具体的な取組—

(1) 「学校いじめ防止基本方針」を全校において策定します。

学校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）」及び西東京市いじめ防止対策推進基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、学校ホームページ等で公表します。

学校基本方針では、学校の考え方、未然防止・早期発見・早期対応の取組、組織的な対応の在り方、研修体制等、いじめの防止等に関する全体の内容を示します。

(2) いじめ防止等に関する取組を組織的に行います。

- ① 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織である「学校いじめ防止対策委員会」を置きます。
- ② 重大事態が発生した場合には、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を招集し、市条例第11条に規定する「西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会」の行う当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に協力します。

(3) いじめの防止等に関する取組を講じます。

学校は、市や教育委員会等と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」及び「重大事態への対処」の四つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた対策を講じていきます。以下に各段階における取組例を示します。

① 未然防止

- ・ 「いじめは絶対に許されない。」という風土や互いに助けあう優しい雰囲気学校全体に醸成させます。
- ・ 道徳の授業、学級活動の充実、読書活動・体験活動などの推進等により、いじめに向かわない態度・能力を育成します。
- ・ 教育活動の様々な場面で、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができる」ための人権教育に関する取組を充実させます。
- ・ 児童・生徒がいじめについて学び、主体的に考え、児童・生徒自身がいじめの防止を訴えるような児童会・生徒会活動等を推進します。
- ・ 教職員による体罰や配慮に欠ける発言等が、児童・生徒のいじめを誘発したり助長したりするおそれがあることを十分に理解し、人権感覚を高め、本基本方針等で示されている取組を的確に行うために、校内での研修を充実させます。
- ・ 保護者や地域住民等を対象としたいじめ（インターネット上のいじめも含む。）防止のために、セーフティ教室や道徳授業地区公開講座等を活用した啓発活動等を推進します。
- ・ 家庭訪問、個人面談などを通じて家庭との緊密な連携・協力を進めます。

- ・ 管理職やいじめ対応の中心となる教員は、定期的にいじめ等に関する関係機関・団体や学校外における児童・生徒の居場所となる図書館、公民館、児童館、学童クラブ等と情報交換できる体制をつくり、協力関係等を構築します。

など

② 早期発見

- ・ 児童・生徒がいじめについて教職員に打ち明けられるよう、児童・生徒と教職員との信頼関係づくりを進めます。
- ・ 定期的なアンケート調査、教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握及び児童・生徒がいじめを訴えやすい体制を整備します。
- ・ 保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知等により相談体制を整備します。
- ・ 児童・生徒の日常生活での小さな変化を記録し、教職員全体に回覧することにより、いじめ等に関する情報を共有します。
- ・ 地域で活動する民生・児童委員や学校外において児童・生徒の居場所となる関係機関・団体から、いじめの兆候等についての情報提供を受け付ける教職員を明確にし、広く広報します。

など

③ 早期対応

- ・ いじめを発見した場合には、特定の教職員が一人で抱え込まず、「学校いじめ防止対策委員会」を速やかに開催し、組織的対応を行います。
- ・ いじめを発見した場合には、市教育委員会に必ず報告し、関係機関等と連携した対応を開始します。
- ・ いじめられた児童・生徒や、いじめを知らせた児童・生徒の安全を確保します。また、スクールカウンセラー等による心理面に関する対応も行います。
- ・ いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保します。
- ・ 教育的な配慮の下、毅然とした態度によるいじめた児童・生徒への指導を行います。また、スクールカウンセラー等により、いじめを行う背景に何があるかを理解するための教育相談を行います。
- ・ いじめを見ていた児童・生徒が、自分の問題として捉えられるようにする指導をします。
- ・ いじめを発見した場合には、いじめられた児童・生徒の保護者及びいじめた児童・生徒の保護者に連絡するとともに、保護者への的確な支援・助言を行います。
- ・ 状況に応じて、保護者会等を開催し、保護者等との情報共有ができる機会を設けます。
- ・ いじめた児童・生徒やいじめられた児童・生徒の背景等に家庭環境等の要因があると思われる場合には、市関係部署や子ども家庭支援センター等と連携した対応を行います。
- ・ 関係機関、専門家等と日常的に相談・連携し、それぞれの機能を生かした対応を進めます。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念のある事案については、田無警察署に相談し、対応を進めます。

など

④ 重大事態への対処

- ・ いじめられた児童・生徒の安全を確保します。

- ・ いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保します。
- ・ 学校内で発生の事実を留めることなく、速やかに教育委員会又は市長に報告し、連携した対処を開始します。
- ・ 学校に派遣された関係機関や臨床心理士等と連携した対処を行います。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、田無警察署と連携した対処を行います。
- ・ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は市条例第11条に規定する「西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会」が行う調査について協力します。
- ・ 重大事案の調査結果についての、市条例第12条に規定する「西東京市いじめ問題調査委員会」が行う調査（再調査）について協力します。 など

6 西東京市における取組 —西東京市におけるいじめ問題に関する具体的な取組—

(1) 西東京市いじめ問題対策連絡協議会の設置（条例第10条）

市は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例で定めるところにより、「西東京市いじめ問題対策連絡協議会」を置きます。協議会は、公立小中学校代表、保護者代表、市、教育委員会、田無警察署、小平児童相談所、小平保健所（以下「保健所」という。）、その他いじめの防止等の関係者をもって組織します。主な所掌事項は以下のとおりです。

- ・ いじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- ・ いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項
- ・ その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

(2) 西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置（条例第11条）

教育委員会は、西東京市いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、教育委員会の附属機関として、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門家等の専門的な知識及び経験を有する者から構成される「西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会」を置きます。主な所掌事項は以下のとおりです。

- ・ いじめの防止等のための調査研究等、専門的見地からの審議
- ・ 学校からのいじめの通報相談に対する、第三者機関としての当事者間の関係の調整及び解決
- ・ 市が行ういじめの防止等のための対策への支援
- ・ 学校において重大事態が発生した場合における、事実関係を明確にするための調査

(3) 西東京市いじめ問題調査委員会の設置（条例第12条）

学校で重大事態が発生し、法第30条第1項又は法第31条第1項に基づき学校の設置者又は学校が調査した結果の報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、公平及び公正な調査を行うために第三者の学識経験者等により構成される市長の附属機関「西東京市いじめ問題調査委員会」を設置し、法第28条第1項の規定に基づく調査の結果についての調査（再調査）を行うことができます。

(4) いじめの防止等に関する具体的な取組

① 相談体制の充実

教育委員会に配置されているスクールアドバイザーによる、いじめに関する通報等を受ける体制を充実させるとともに、西東京市教育相談センター（以下「相談センター」とする。）及び東京都教育相談センター等の相談先について定期的に児童・生徒、その保護者等に周知します。

② 関係機関等と連携した取組の推進

児童館、学童クラブ、子ども家庭支援センター、市関係部署、田無警察署、医療機関、民生・児童委員、その他の関係機関などと連携し、取組を推進します。

- ・ 学童クラブや児童館等で、いじめの兆候が見られる場合には、速やかに当該学校へ連絡をするとともに、教育委員会とも連携を図ります。
- ・ いじめた児童・生徒やいじめられた児童・生徒の背景等に家庭環境等の要因があると思われる場合には、子ども家庭支援センターと教育委員会が連携して対応します。また、民生・児童委員とも連携を図ります。
- ・ いじめ等により、心理的な配慮が必要な場合は、相談センターや保健所、医療機関等と連携を図り対応します。
- ・ 市関係部署による、自殺等に関する取組を行う際には、教育委員会も連携し啓発活動を推進します。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念のある事案については、教育委員会や田無警察署に相談し、対応を進めます。

③ 教職員の資質能力の向上

教職員の職層に応じた、児童・生徒への細かい気付きや教育相談等のいじめの防止に関する研修を充実させ、教職員の資質能力の向上を図ります。また、市関係部署との連携や、市の施策や取組についての理解も深めるようにします。

④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう児童・生徒に対する情報モラル教育の充実及び児童・生徒やその保護者に対する啓発活動を行います。

⑤ 啓発活動

いじめの防止等のための広報その他の啓発活動を推進します。

⑥ いじめの防止等のための調査研究の実施

いじめの防止等のための調査研究、検証などを行い、その成果を普及します。

⑦ 西東京市立学校以外へのいじめに関する情報の取扱いについて

教育委員会は、西東京市立学校以外へのいじめについての情報を知り得た場合や相談が入った場合、所管の機関に働きかけるなどの対応を進めます。

7 その他

西東京市は、この方針に基づく取組状況を確認し、その結果に基づき、必要に応じて適切に対応していきます。